

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、少子高齢化等により人口減少が進んでいる。平成27年10月（令和2年5月改訂）に発表した多賀城市人口ビジョンでは、平成22年63,060人をピークに緩やかに減少し始め、令和22年には、平成22年の人口水準の約22%減、その中でも生産性人口（15～64歳）は約17%減となることと推測されている。

産業については、仙台港周辺に広がる工場地帯に集中している製造業を基幹業種として発展してきた。その他、医療・福祉業や卸売業、小売業も多く見られる。

また、市西部地区に造成されたさんみらい多賀城・復興団地に企業が立地したことにより、さらなる製造業の集約が進んでいる。

令和4年度宮城県市町村民経済計算による構成比は、第一次産業が0.14%、第二次産業が17.92%、第三次産業が81.94%となっている。構成比が低い第一次産業の状況については、令和2年国政調査業種別65歳以上就業人口率によると約49%と高齢者が占める割合が高くなっている。

令和7年2月一般職業紹介状況において、県内の新規求人倍率（季節調整値）は2.05、有効求人倍率（季節調整値）1.20と高くなっている。

県内全体として人手不足であるほか、市内の中小企業者において、年々人手不足が深刻化していると懸念される。

市内の中小企業者は、前述のとおり、人手不足の深刻化が懸念されるとともに、事業者の高齢化や後継者不足の問題にも直面している。

このようなことから、全ての産業において、幅広く市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足や高齢化等に対応した事業基盤を構築する取り組みに対する支援を図る必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更なる経済発展をしていくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、本市内の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性の向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺、臨海エリア、平野部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

本市の生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月19日～令和9年6月18日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。